十　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十一　当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第二十五条第二項中「概要」の下に「及び当該体制の運用状況の概要」を加える。

第三十六条第四項中「行われるものに限る」の下に「。第七項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第三十八条第一項第二号ロ(2)を次のように改める。

(2)　代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの　四

(i)　理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

(ii)　当該金庫の業務を執行した理事（(i)に掲げる理事を除く。）

第三十八条第一項第二号ロ(3)中「会員外理事」を「(1)及び(2)に掲げる理事以外の理事」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第三十九条の見出し中「責任追及の訴え」を「役員等の責任を追及する訴え」に改める。

第四十条の見出し中「訴え」を「役員等の責任を追及する訴え」に改め、同条第二号中「役員等」の下に「の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」を加え、同条第三号中「役員等に」を「前号の者に」に、「責任追及の」を「責任を追及する」に改める。

第四十六条第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第八十一条第五号中「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の二第五項」に改める。

第八十二条第五号中「第六十一条の三第六項」を「第六十一条の三第七項」に改める。

第八十三条中「第六十一条の三第七項」を「第六十一条の三第八項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅金庫における次に掲げる事項

イ　法第六十一条の二第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第六十一条の二第五項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

三　吸収合併存続金庫における次に掲げる事項

イ　法第六十一条の三第六項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第六十一条の三第七項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

第八十五条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号中「第六十一条の四第四項」を「第六十一条の四第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第六十一条の四第四項の規定による請求に係る手続の経過

第八十六条第一項第五号中「第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項又は第六十一条の四第四項」を「第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項又は第六十一条の四第五項」に改め、同号を同項第五号の二とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項又は第六十一条の四第四項の規定による請求をした会員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第八十七条第四号中「監事が」の下に「その」を加え、同条中第七号を第十号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

第八十七条第五号の次に次の一号を加える。

六　監事の第四号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

第九十条第三項第三号中「第三百八十四条」の下に「の規定」を加える。

第九十三条第一項中「すべき各清算事務年度に係る」を「すべき」に改め、同条第三項中「各清算事務年度に係る」を削り、「、その」を「その」に改める。

第九十四条第一項中「各清算事務年度に係る」を削り、同条第二項中「各清算事務年度に係る」を削り、「、その」を「その」に改める。

第九十五条第二項第二号及び第六項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第九十八条の見出し中「責任追及の訴え」を「金庫の清算人の責任を追及する訴え」に改める。

第九十九条の見出し中「訴え」を「金庫の清算人の責任を追及する訴え」に改め、同条第二号中「清算人」を「金庫の清算人の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「清算人に」を「前号の者に」に、「清算人の責任追及の」を「金庫の清算人の責任を追及する」に改める。

第九条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正

第一条第一項中「取締役（委員会設置会社」を「取締役（指名委員会等設置会社」に改め、同項第七号中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社」に改める。

第十条　貸金業法施行規則の一部改正

第三十条の六第二項第十二号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第十一条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正

第五条第一項第一号ロ中「掲げる期間」の下に「（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）」を加え、同項第六号ロ中「掲げる期間」の下に「（同法第八十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）」を加える。

第十二条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正

第八条第三項第五号の二ロ中「掲げる期間」の下に「（同法第八十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）」を加える。

第十三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正

第四条第五項第十三号中「第二条二十一項」を「第二条第二十一項」に改める。

第十七条第四号中「第十二条第一項第十号」を「第十二条第一項第八号」に改める。

第十八条中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。